

新たな児童相談体制構築に関する基本合意書(案)

東京都と江東区は一体的な児童相談体制を構築するため、施設の整備及び運営等に際して、これまで江東区が策定した「江東区児童相談所基本構想」及び「江東区児童相談所基本計画（素案）」の基本方針を踏まえ、「虐待で亡くなるこどもを出さない」「虐待の予防、再発・世代間連鎖の防止」「こどもの権利擁護の徹底」「職員が働きやすい職場にする」という理念を共有した上で、都児童相談所と区こども家庭センターとの連携の在り方について、次のとおり基本的事項に合意する。

1 一体的、重層的な児童相談体制の構築

(1) 江東児童相談所の管轄区域

現江東児童相談所の所管区域について江東区1区のみに変更する。また、一時保護所を含めた現在の江東児童相談所は、江東区が新たに設置する施設の開設に合わせてすべての機能を移す。

(2) 双方の機能の強化・充実

東京都と江東区の持つ機能を相互補完的に最大限活かしながら、虐待の未然防止から再発の防止、次の世代における虐待の予防まで、幅広い相談や支援に切れ目なく対応できる児童相談体制を構築する。この取組を推進するにあたり、江東区は虐待の未然防止と虐待再発防止の取組を強化し、東京都は専門的アセスメント及び重症ケースへの対応など、要保護児童に対する高度な支援を充実させる。

(3) 施設内における都区職員間の連携

都職員及び区職員が名実ともに連携を強化し一体的な施設運営を行うために、相互に顔の見える関係性の構築を図る。そのため執務室について壁や仕切りのないワンフロアに配置することなど施設設計にあたり工夫する。

(4) 児童相談所の地域支援の充実

江東区が主催する要保護児童対策地域協議会の各会議等に児童相談所職員も積極的に出席するとともに、児童相談所によるアウトリーチなど、地域との連携強化に資する新たな支援の取組を検討する。

2 「迅速性」「一貫性」のある支援体制

(1) 虐待通告窓口の一元化

虐待通告の窓口を一元化するため、わかりやすい虐待通告・相談窓口を整備する。通告に対し、最初の対応方針を決める受理会議を都区合同で行い、適切な初動対応機関を迅速に決定し、相談対応のミスマッチや都区間におけるケースの送致等の時間的ロスの解消を図る。

(2) 相談援助活動の合同実施

都区が共同で対応する方が効果的であるケースに対しては、都区合同での援助方針会議やリスク評価、家庭訪問や面接など、日常的に共同で相談援助活動を実施する。

3 専門性の高い相談支援

東京都と江東区は、児童の健全な成長を支えるため、専門性に基づく多角的な支援体制の構築を目指す。

こどもの心の回復や虐待の再発防止のため、一時保護所を含む児童相談所、こども家庭センター双方においてこどものトラウマ等に対する心理ケアや親への心理ケアの提供を充実させる。また、その他の分野の相談機能の充実についても検討していく。

4 こどもの権利擁護

(1) パーマネンシー保障に向けた取組

東京都と江東区は、すべてのこどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を図るため、予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とする場合は、家庭養育優先原則に基づき、こども中心の途切れないケースマネジメントを行い、永続的で安定した養育環境の保障（パーマネンシー保障）に取り組む。

(2) 里親制度の推進

可能な限り家庭的な環境での養育を推進していくため、里親・特別養子縁組を通じた継続的な関係の構築を支援するとともに、養育家庭のリクルート強化など、都区で連携し普及啓発などの取組をさらに進めていく。

(3) 一時保護所における権利擁護の推進

一時保護所の運営については、こどもの権利を最大限尊重したものとする。

5 安定的な組織づくり

(1) 職員配置及び相互の人事交流

東京都は、児童福祉司・児童心理司については政令基準、一時保護所職員については東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準に基づく職員配置を行う。その上で、東京都と江東区が緊密な連携のもと、一時保護所を含む児童相談所を運営するため、江東区は管理職を含め区職員の派遣配置を行い、これにより、政令及び条例に定める基準を上回る児童福祉司・児童心理司・一時保護所職員の配置を実現し、きめ細かな相談援助活動を行う。

江東区の派遣職員は一時保護所を含む児童相談所等業務の遂行を通じて法的対応や困難ケースへの対応など専門的支援等にかかる知識や技術を習得するとともに、東京都の派遣職員は、江東区のこども家庭センターでの業務遂行を通じて地域における予防的支援や子育て支援サービスを活用した地域に身近な相談業務にかかる知識や技術を習得する。

(2) 職員を守る仕組みの構築

東京都と江東区は、組織として職員の心身を守るという考えのもと対応策を検討し、職員が対人援助業務における様々なストレスから自身をケアすることができるよう、トラウマ等関連する知識の習得を目的とした研修等を実施する。

また、職員のモチベーションの維持・向上につながり、働きやすく、働き続けることができるよう、必要かつ十分な広さと機能を備えた執務空間を整備する。

6 施設の整備

(1) 施設の全体像

江東児童相談所の移設にあたっては、江東区が新たに設置する施設のスペースを東京都が借用することを前提に東京都及び江東区で協議を行う。

新たな施設は、(区) こども家庭センター(児童福祉機能)、(区) 子ども家庭支援センター(通称みずべ)、(都) 一時保護所を含む児童相談所からなる複合施設とし、東京都と江東区の施設間の連携を担当する区の管理職を配置する。

施設の整備にあたっては東京都のこれまでの知見を参考にしながら江東区が主体的に行う。

新たに整備する一時保護所は、原則として江東区児童が利用する。ただし、この原則に支障のない範囲で、他自治体の児童の受け入れも可能とする。

(2) 費用負担の考え方

費用については協議の上、双方適正な費用を負担する。

(3) 地域に開かれた施設にするための方法

施設の状況について地元の関係機関や住民等への情報提供のための機会を定期的に設ける。

7 その他の項目の取り扱い

東京都及び江東区は強固な連携体制を構築するため、上記基本的事項以外の項目についても引き続き協議を行っていく。

令和7年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

東京都知事 小池 百合子

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

江東区長 大久保 朋果